

患者さんとそのご家族・付き添いの方へのお知らせ

【当院職員への暴言や暴力、その他ハラスメントに該当すると判断される行為について】

患者さんが医療を受けることは「医療契約（準委任契約）」であり、患者さん及びその関係者の方が、当院がその契約を履行するための行為を著しく妨害し、契約・信頼関係の維持が困難である、または職員の業務に支障を来す恐れがあると判断したものに対しては、

・「**所轄警察、顧問弁護士等への相談・通報**」

・「**診療のお断り、退院勧告**」

・「**病院敷地内への出入り禁止**」

などの然るべき措置を、

当院で働く一人ひとりの職員の安全と、労働環境を守るために
厳正に対処いたします。

※該当する行為の一例

- 1, セクシュアル・ハラスメントやモラル・ハラスメントなどの身体的、精神的な攻撃行為（暴行、傷害、SNSを使った誹謗中傷、名誉毀損、侮辱、性的言動など）
- 2, 職員に対して大声を出す、暴言・罵声（過度な要求を何度も強要する、威嚇する）
- 3, 病院の物品や設備を故意に破損する
- 4, 危険物や盗撮目的の物品の院内への持ち込み
- 5, 診療や療養行為への妨害や迷惑行為
- 6, 職員の指示や規則に従わない
- 7, 長時間の居座りや無視
- 8, 職員に対するストーカー行為
- 9, 病院敷地内での飲酒や喫煙その他不法行為
- 10, 無許可での院内の撮影や録音、またそれらをSNS等に上げる行為

など